

各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(平成20年2月27日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、生活系排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、各務原市が行う浄化槽設置整備事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2に規定する基準を満たすものをいう。
- (2) 居住の用に供する建物 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が居住する専用住宅（共同住宅及び長屋住宅を除く。以下同じ。）及び併用住宅（申請者が居住する住宅に店舗、事務所等を併設し、延べ面積の2分の1以上を住宅専用に供する建物をいう。）をいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取り槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条及び第30条第1項並びに第31条第3号に規定する既存くみ取り槽をいう。
- (5) 転換 個人が所有する専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して同一の敷地内に浄化槽を設置する工事で建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認（以下「建築確認」という。）を要しないものをいう。

(補助対象者等)

第3条 市長は、次に掲げる地域内において、設置後の維持管理の責任が明らかな居住の用に供する建物に処理対象人員50人以下の浄化槽を設置（汚水処理の普及につながると認められるものに限る。）する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による認可を受けた

事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業認可区域」という。）以外の地域又は下水道の整備が原則として7年以上見込まれない下水道事業認可区域内の地域

（2）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域に該当する地域

2 前項の浄化槽で処理対象人員が11人以上20人以下のものは、公益社団法人岐阜県浄化槽連合会（以下「岐浄連」という。）の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けているものとする。

3 第1項の浄化槽で処理対象人員が10人以下のものは、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録された浄化槽で、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の機能保証制度又は岐浄連の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けているものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

（1）建築確認（建築確認を要しない場合を除く。）又は浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出をしないで浄化槽を設置する者

（2）住宅を借りている者で、貸主の承諾を得られない者

（3）販売の目的で居住の用に供する建物を建築する者

（4）既に浄化槽が設置されている居住の用に供する建物の建替え又は増築に伴い、浄化槽を設置する者

（5）既に浄化槽が設置されている居住の用に供する建物からの転居（居住する全ての者が本市の区域内において住所を変更することをいう。）に伴い、浄化槽を設置する者

（6）現に設置されている浄化槽を更新し、又は改築する者（災害に伴うものを除く。）

（7）都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による開発許可を受けた民間事業者による新たな宅地造成に伴い、浄化槽を設置する者

（8）第6条の規定による補助金の交付の決定前に浄化槽の設置に係る工事に着手した者

（9）第8条の規定により実績報告を行う時において、浄化槽を設置した居住の用に供する建物に居住していない者

（10）市税を滞納している者

(11) その他補助金の交付が適当でないと市長が認める者

(補助対象費用)

第3条の2 補助金の交付の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

(1) 浄化槽本体の費用及び浄化槽本体の設置に要する工事費（流入及び放流に係る管渠^{きよ}及びますに係る費用を除く。）

(2) 個人が所有する専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して同一の敷地内に浄化槽を設置する場合における単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に必要な工事費

(3) 転換に伴い宅内配管工事（流入及び放流に係る管渠及びますの設置に係る工事をいう。以下同じ。）を行う場合における当該宅内配管工事に係る費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める額（当該額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 申請者が住宅を借りている者であるときは、貸主の承諾書

(2) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し及び建築確認済証の写し

(3) 浄化槽工事請負契約書の写し

(4) 工事費用の見積書（本体費及び設置工事費の別がわかるもの）

(5) 処理対象人員が10人以下の浄化槽であるときは、全浄協の登録証の写し及び全浄協登録浄化槽管理票C票並びに全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証

(6) 処理対象人員が11人以上20人以下の浄化槽であるときは、岐浄連の生涯機能保証登録証

(7) 所在地が分かる住宅地図等の写し

(8) 浄化槽及び建物の配置図（水回りの位置を含む。）

(9) 配管図（浄化槽から生活排水の流出箇所までの配管が分かるもの）

(10) 浄化槽の構造が分かる図面（工場で生産する浄化槽にあっては、国土交通大臣及び地方整備局長から交付された認定書並びに一般財団法人日本建築センター理事長から交付された型式適合認定書）及び特記図面

- (1 1) 浄化槽の基礎の構造及び当該基礎のコンクリート強度が分かる書類
- (1 2) 第3条の2第2号に規定する場合にあっては、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に係る工事の費用の見積書の写し並びに単独処理浄化槽又はくみ取り槽の配置図及び現況写真
- (1 3) 第3条の2第3号に規定する場合にあっては、宅内配管工事に係る費用の見積書の写し、図面及び配管詳細図
- (1 4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条の規定により提出した書類の記載事項に変更があるときは、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業者の住所の変更（浄化槽の設置場所への変更に限る。）
- (2) 市長が定める期間内の工期の延長

2 補助事業者は、補助事業が助金の交付の決定を受けた年度内に完了しないことが判明した場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。

(事業実績報告)

第8条 実績報告は、事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法定検査、保守点検及び清掃の業務委託契約書又はこれに代わる書類の写し（自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽工事チェックリスト
- (3) 浄化槽工事写真チェックシート
- (4) 浄化槽の設置に係る工事の施工状況の写真（浄化槽の施工に関する審査基準に

よるもの)

(5) 第3条の2第2号に規定する場合にあっては、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に係る工事の施工状況の写真及び撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り槽の産業廃棄物管理票（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票をいう。）の写し

(6) 第3条の2第3号に規定する場合にあっては、宅内配管工事の施工状況の写真
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の事業実績報告書の提出期限は、補助事業を完了した日から1月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

（現場確認、交付額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、現場確認を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査又は現場確認の結果、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該年度の指定する期日までに、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。この場合において、当該措置を期日までに完了しないときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（補助金の交付の請求等）

第10条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の額が確定したときは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 補助事業者は、補助事業に係る書類を前項の規定により補助金の交付を受けたときから5年間これを保管しなければならない。

（遵守事項）

第11条 補助事業者は、当該浄化槽の機能が正常に稼働するよう、適正な維持管理に努めるとともに、廃掃法及び浄化槽法を遵守しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行し、平成２０年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成２０年８月２２日決裁）

この要綱は、平成２０年９月１日から施行し、改正後の各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成２０年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成２４年３月３０日決裁）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、改正後の各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成２４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成２７年３月３１日決裁）

- この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、改正後の各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成２７年度分の予算に係る補助金から適用する。
- この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附 則（令和２年３月３１日決裁）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２９日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日決裁）

- この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、令和６年度以後の予算に係る補助金について適用する。

別表（第４条関係）

人槽	補助金額
５人槽	３３２，０００円
６～７人槽	４１４，０００円
８～５０人槽	５４８，０００円

備考

- 1 人槽は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3 3 0 2－2 0 0 0）により算定する処理対象人員によるものとする。
- 2 個人が所有する専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去して同一の敷地内に浄化槽を設置する場合は、単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽の撤去に必要な工事費又は単独処理浄化槽にあつては1 2 万円、くみ取り槽にあつては9 万円のいずれか低い方の額を加算した額とする。
- 3 転換を行う場合は、宅内配管工事に係る費用又は3 0 万円のいずれか低い方の額を加算した額とする。